

# 創立25周年にあたって



会長 村上 健一

## (設立の経緯)

当センターは、民法34条に基づく公益法人として昭和55年(1980)10月1日放射線安全技術センターの名称で発足。当時、放射性同位元素等の取扱事業所が増加し、国が、施設の検査、放射線取扱主任者試験、放射性同位元素の運搬確認等の安全規制業務の一部を外部機関に代行させる制度を「放射線障害防止法」に導入したことに伴うもの。初代理事長は山崎文夫氏。翌56年度の事業規模は、職員12名、予算1億8千万円。

## (原子力安全技術センターへの改称)

昭和61年(1986)「原子炉等規制法」が改正され、放射線安全技術センターは、核燃料サイクル施設、試験研究炉、研究開発段階にある発電用原子炉等について、溶接検査、核燃料物質の輸送に関する確認、低レベル廃棄物の埋設確認等、原子炉に関する業務の一部も代行することとなり、同年、名称を現在の「原子力安全技術センター」に改称。

## (評議員会の設置と会長制の導入)

平成2年(1990)、監督官庁の行政指導もあり、当センターに評議員会(31名)を設置。また、事業展開に応じた経営陣の強化を図るため、会長制を導入。初代会長梅澤邦臣氏(理事長牧村信之氏)。

## (創立15周年時の活動状況)

放射線障害防止法及び原子炉等規制法に基づく指定機関として、国の安全規制業務の一部を代行する業務を実施。加えて、国、原子力関係機関等からの委託を受けて、放射線障害防止、原子力施設の安全性・安全基準、放射性物質の輸送等について調査研究を実施。さらに、原子力防災に関し、万一の緊急時において、原子力安全委員会緊急技術助言組織、

科学技術庁災害対策本部等を支援するため、「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI:スピーディ)」の迅速運用を図るなど、防災対策関連の調査研究を実施。この他、安全管理講習会等諸種の自主事業を実施。創立15周年、平成7年度(1995)の事業規模は、職員90名、予算28億円。会長梅澤邦臣氏(理事長佐々木壽康氏)。

## (創立20周年時の活動状況)

創立15周年から20周年の間の活動状況は、大きな変化はなく、次の四つの業務に集約。

- 1) 安全規制についての国の検査業務等の指定代行業務
- 2) 原子力施設の事故等による災害防止のための国、自治体等に対する防災支援業務
- 3) 安全規制等に関する調査研究業務
- 4) 講習会、研修等の実施、資料公開等による普及啓発業務

創立20周年、平成12年度(2000)の事業規模は、非常勤を含む職員数117名、予算は57億7千万円。会長(兼理事長)中村守孝氏。

## (創立25周年時の活動状況)

創立以降の20年間は政府、関係機関の指導、協力、支援を得て、主として国の指定機関としての代行業務を着実に実施。その流れに大きな変化が生じたのが最近のこの5年間。

その一つは、行政改革としての「省庁統合」に伴うもの。二つ目は、「公益法人に対する行政関与の在り方の改革実施計画」に伴う再度の「放射線障害防止法」の改正によるもの。

即ち、旧総理府科学技術庁は、旧文部省と統合し、平成13年(2001)1月文部科学省となり、旧運輸省は旧建設省等と統合、国土交通省となった。これに伴い「原子炉等規制法」の改正が行われ、それまで科学技術庁が所管していた溶接検査、運搬確認、埋設確認等の安全規制は経済産業省(旧通商産業省)に移管。その帰結として、当センターの本件代行業務も終息(平成15年9月末日)。

二つ目は、「放射線障害防止法」の改正による各種検査等の指定制度の登録制度への移行。

国はこれまで、「放射線障害防止法」の業務については、定型業務は外部機関に任せ、国は政策・判断を行う規制業務に専念するとされてきたが、前述の「改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」等を踏まえ、これまで指定機関が実施してきた検査等の業務について登録機関が実施するように法律を改正(平成17年6月施行)。

当センターは、登録制度の施行を受けて、これ

までの指定代行業務全てについて「登録機関」の申請を行った(平成17年6月)。本申請が受理された時の当センターの実施事業は概ね次の通り。

- 1) 放射線障害の防止に関する機器の設計認証、放射線施設の検査・確認、運搬確認、放射線取扱主任者試験、資格講習等の安全規制業務
- 2) 原子力施設の事故等による災害防止のための、国、自治体等に対する防災支援業務
- 3) 原子力安全確保に関する試験研究及び調査業務
- 4) 講習会、研修会等の実施、原子力安全に関する資料公開等による普及啓発業務

当センターは、この5年間、上述の二つの大波に洗われつつも、着実に業務を実施。

平成13年(2001)には、「防災訓練」業務を開始、平成14年には事業部制を採用、平成16年には自らの技術基盤を生かした事業の開拓を行うべく「原子力技術展開事業部」を設置。また同じく16年には、「ISO9001:2000」の「認証」を取得し、当センターの事業全体について、品質の確保と向上を図る取り組みを開始。

平成17年度(2005)の事業規模は、非常勤を含む職員数153名、予算は43億円。会長は村上健一(理事長笹谷 勇)。

#### (結び)

原子炉等規制法関連代行業務の終息、放射線障害防止法関連業務の指定機関制度廃止、登録機関制度創設。創立25周年を迎えた平成17年(2005)は、まさしく一大転換期。当センターの設立の経緯に鑑みるに、国という大機関の行為・行動には、職員150名の小さな外部機関の経営陣にはいささか驚かされることがあるというのが実感。

当センターの財産は、培われた人材と蓄積された技術的知見及び経験。登録制度に移行しても、実施さるべき事業は、国民の健康と安全・安心の確保にとって誠に重要。改正法律の意図する「業務の適切性を保ちつつ、質の高いサービス」を提供する所存。

また、青森県六ヶ所村の日本原燃㈱の再処理工場のウラン試験及び東北電力㈱の東通原子力発電所1号機の運転開始を控えて、当センターの実施する原子力防災支援業務の意義は益々高まるものと思料。SPEEDIシステム(より進んだ高度化スピーディを含む)の適時的確な運用を中心に、ISO9001:2000認証取得機関として、質の高いサービスを展開する所存。

関係各位のこれまで以上のご理解とご支援を切にお願い申し上げます。



- 登録機関業務
- 原子力防災支援
- 調査研究
- 普及啓発

平成17年	指定機関制度廃止、登録機関制度創設 放射線障害防止法改正法施行
平成16年	ISO9001:2000の認証を取得 原子力技術展開事業部を設置
平成15年	原子炉等規制法に係る指定事業が終息
平成14年	事業部制に移行(指定事業部、原子力 防災事業部)
平成13年	防災訓練業務開始
平成12年	虎ノ門分室設置、規制調査支援業務 開始
平成11年	原子力防災部を白山に統合 JCO事故発生、SPEEDI緊急対応
平成10年	防災技術センター設置(六ヶ所村)
平成6年	虎ノ門に神谷町分室を開設 (原子力防災部)
平成3年	原子炉等規制法に基づく1事業の指定 (高業確認)
平成2年	原子力防災部設置
昭和62年	原子炉等規制法に基づく2事業の指定 (運搬物確認、運搬方法確認)
昭和61年	旧原子力安全技術センターに名称変更 原子炉等規制法に基づく事業の指定 (溶接検査) 原子力防災活動開始、SPEEDI運用 開始
昭和58年	放射線障害防止法に基づく6事業の 指定(試験、講習、施設検査、運搬物 確認、運搬方法確認、機構確認)
昭和55年	旧放射線安全技術センター発足